

# 一般質問

平成 23 年 6 月 22 日

自由民主党 高木健次

## 1 経済上昇くまもとの取り組み

**質問** 知事はマニフェストに熊本を稼げる県にすることを掲げ、くまもとの夢 4 力年戦略では、経済上昇くまもを第 1 番目に掲げ、柱にしている。そして目標達成のため、県民にわかりやすい指標を示し取り組んでいるが、昨年 9 月末での主な指標では、取り組みが進んでいるものもあれが、下降傾向にあるものもある。4 力年戦略の終期が迫っていることを考えると、取り組みを更に加速しなければならない。そこで、4 力年戦略における経済上昇くまもとに向けたこれまでの取り組みとその成果について、どのような手ごたえを感じているのか、また、4 力年戦略の総仕上げに向けて、今後どのように進めていくのか、知事に尋ねる。

**答弁（知事）** 現在の進捗状況は、まず農林水産業の生産額は約 3,500 億円を維持し、輸出の数量や品目、相手国は着実に拡大している。また、耕作放棄地の解消、遊休農地を活用した米粉、飼料用米の生産等に取り組んできた。さらに、農業への企業参入は、目標を 2 年で達成できた。商工業は、企業誘致で 100 件の目標を掲げていた。現在は 67 件であるが、あと 10 力月が勝負である。観光は、観光宿泊客数で平成 21 年は目標を下回ったが、KANSAI 戦略が功を奏し、5 月の熊本―博多間の新幹線利用者数は、対前年比 42% 上昇した。また、国内客の県内宿泊者数は、前年同期比で 6.2% の増であるが、東日本大震災の影響を受けた期間でもあるので、大変うれしい数字である。任期までの間、取り組みをさらに加速させるために、新幹線の全線開業と熊本の政令市移行という、100 年に 1 度とも思えるビッグチャンスを最大限に生かせるよう、これから経済政策に力を入れてまいりたい。

## 2 家庭の教育力の向上

**質問** 家庭教育で大切なのは愛としつけである。我が子への心からの愛情と、だめなことはだめときちんと教えるしつけが大切である。近年、共働き世帯の増加や少子化、核家族化など、子どもが置かれている環境も大きく変化をしている。このような状況に対し、家庭教育を充実し、保護者の家庭教育を支援する必要があると考える。本県では 16 年度に、くまもと家庭教育 10 力条が作成され、子どもたちに基本的な生活習慣等、基本的なマナーやルールを身につけさせることは、家庭の重要な役割であると示している。さらに 19 年度に、熊本県子ども輝き条例が制定され、子育てに関する保護者の第一義的役割を定めている。このようなことを幼少期から家庭の場で子どもたちに教え、伝えることが最も大切である。今後もぜひ継続して取り組んでいただきたいが、具体的に今後どのように家庭教育を推進していくのか、教育長に尋ねる。

**答弁（教育長）** 家庭教育は、すべての教育の出発点であり、県も、家庭教育力向上を基本理念としている。くまもと「夢への架け橋」教育プランで、熊本家庭教育 10 力条、熊本県子ども輝き条例、早寝早起き朝ごはん運動等を家庭教育推進の柱に位置づけ、その重要性の啓発や基本的な生活習慣の育成を推進している。今年 3 月には、肥後っ子がやきプランを改定し、家庭教育力の向上を一体的、総合的に推進している。特に力を入れている「親の学び」プログラムは、昨年度高い評価をいただいた。今後は、小中高生の親まで対象を拡大し、プログラムの普及を図る。このように、今後も家庭の教育力の向上を推進してまいります。

### 3 暴力団対策

- (1) 暴力団による対立抗争事件対策
- (2) 暴力団排除条例

**質問** 知事の県政運営の基本方針にある、だれもが生まれてよかった、住んでよかった、これからもずっと住み続けたいと思えるような熊本づくりを実現するための礎となるのは、治安の良さ、安全、安心に過ごせる熊本づくりである。そこで暴力団の対立抗争事件対策について、他県で発生している対立抗争の拡大、本県への波及が憂慮されているが、この対立抗争事件について、住民、地域の生活を守るため、どのような対策をとられているのか。次に、熊本県暴力団排除条例が4月から施行され、その効果が大いに期待される。特に繁華街対策として、接客業者を支援、保護し、県内外の来訪者が安心して楽しく飲食できる環境を整えるための標章制度が、全国でも初めて設けられる。この制度は、7月から施行されるが、4月施行の条例のこれまでの効果と、7月からの標章制度に向けた取り組みについて、警察本部長に尋ねる。

**答弁（警察本部長）** 暴力団の対立抗争を受け、4月に、道仁会事務所の使用を制限する命令を出して、組事務所付近の住民の安全を図った。今後も、関係組事務所数編における警戒活動を徹底し、取り締まりを強力に行い、県民に被害が及ばないよう、抗争の抑止に努める。次に暴力団排除条例を後ろ盾として、県内各地で暴力団排除宣言や縁切り宣言がなされるなど、事業者等の自主的な取り組みが活発化している。また、県民や事業者の暴排意識の高揚が見られ、条例の効果が見受けられる。さらに標章制度は、暴力団員の来店を拒絶する、いわゆる門番であり、県内外の来訪者にとっても、安全で安心できる店かどうかの目安となる。今後、1軒でも多くの店舗の方々の理解を得て、繁華街で暴力団が存在しない安全・安心エリアの拡大を図りたい。県警察としては、引き続き条例の効果的な運用を図り、暴力団の弱体化、暴力団と決別した熊本が実現するよう取り組んでまいらる。

#### 4 市街化調整区域における開発要件の緩和

**質問** 熊本都市計画区域は、熊本氏は活気を増し、発展する一方、市街化調整区域である合志市、菊陽町、嘉島町、益城町は、高齢化や地域コミュニティの衰退などによる活力の低下など、社会的課題が生じている。そのため市街化調整区域活性化連絡協議会が設立され、活性化対策を検討している。県は、開発要件緩和等の取り組みを行われ、各市町も、まちづくり実現のため努力しているが、現状は、市街化区域と市街化調整区域に二極化している。地域の実情などを考慮し、市街化調整区域の活性化に結びつく都市計画制度の要件緩和や運用が可能かどうか。また、集落内開発制度について、地元から様々な意見がある。この制度は、各市町で、市街化調整区域の活性化に一定の成果を上げたが、22年に熊本市でも同制度が導入され、県より要件等が緩和されている。については、県の集落内開発制度の区域指定の要件等について見直しができないか、以上2点、土木部長に尋ねる。

**答弁（土木部長）** 市街化を抑制し、地域振興や活性化に寄与する土地利用となるよう取り組んできた。今後も、地元の実情等を伺いながら、制度の要件緩和や運用を、関係市町と議論していきたい。次に集落内開発制度により、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町では、指定前に比べ、住宅目的の開発許可等が3倍以上増加し、一定の効果을上げている。この制度は、必要があれば5年ごとに見直す。今後、集落内の宅地化の進展状況を検証し、区域指定の範囲等の見直しについて検討してまいらる。

**質問** 熊本市が政令市になる関係で、集落内開発制度の見直しを3年後にやるということだが、これに合わせて見直しができないのか、再度尋ねる。

**答弁（土木部長）** 26年度見直しは、関係市町のヒアリングを行い、個別に検討し、関係機関との協議を経て計画決定を行う。その過程で、地域振興や活性化に寄与する計画的な土地利用についても、関係市町としっかり議論して、地元の実情等も伺いながら、都市計画制度を運用してまいりたい。

## 5 中九州横断道路の整備

**質問** 中九州横断道路は、熊本市と大分市を結ぶ九州の循環型ネットワークを形成する幹線道路であり、本県の九州における拠点性の向上を図り、九州新幹線の開業効果を高める上でも、必要不可欠である。九州での横軸の整備が進めば、熊本が名実ともに九州の中心と言える。しかしこの道路は、熊本県側では工事に着手していない。唯一事業化されていた阿蘇一大津間は、国道57号4車線化への重点化を理由に事業休止となり、大きな危機感を抱いている。熊本都市圏の渋滞解消、また沿線地域の企業の利便性向上を図る上で、熊本一大津間の早期着工は重要不可欠である。県も、中九州横断道路の早期完成を重点戦略として位置づけているのであれば、九州縦貫自動車道を起点に東に整備を進めることが、すなわち思い切った転換を図ることが重要だと思う。今後の取り組みについてどのように考えるのか、土木部長に尋ねる。

**答弁（土木部長）** 中九州横断道路は、本県が九州の中心に位置する優位性を最大限に生かし、九州における拠点性を高めるとともに、九州の一体的発展に大きな役割を果たす重要な地域高規格道路であるが、国は事業を休止している。まずは事業再開に向けての国道57号4車線化の早期完成、それと熊本一大津間の整備区間指定、阿蘇大津道路から大分方面の調査区間指定を国に求めてまいる。